

ハッピーボランティア

介護・障がい事業所のサポートに活用ください

～三条市高齢者介護予防有償ボランティア活動事業～

ハッピーボランティア（高齢者介護予防有償ボランティア活動事業）とは、高齢者の方が、**地域で活躍することで介護予防や健康づくりにつながる**ように、団体等からの依頼に基づいてボランティア活動を行った場合に、謝礼金を支払うものです。



どんな活動を頼める？

介護・障がい事業所等のサポート

- ☑利用者の方のお話し相手
- ☑レクリエーションのお手伝い
- ☑洗濯物たたみや簡易清掃等の軽作業 など



＼その他にもお手伝いがほしい作業がありましたら、ご相談ください！／

どうしたら頼める？

まずはセカンドライフ応援ステーションにご連絡ください

様式はHPにもあります。

セカンドライフ応援ステーション



高齢者の社会参画の相談窓口「セカンドライフ応援ステーション」でボランティア活動情報を登録いただくと、活動を希望する方の紹介を受けます。

活動者のボランティア保険も、セカンドライフ応援ステーションが加入します。

お問い合わせ先は裏面をご参照ください

謝礼金はいくら？

4時間程度まで **1回 500円**



(500円のうち400円が事業所等の負担、残りの100円は市負担)

事業所の
サポート
って仕事？

仕事ではなく、 ボランティアで行うことができる 簡易な作業です。

例えば、介護サービス事業所等の業務内容を細かく分けると、**Ⅲの業務はボランティアが対応可能なもの**になります。

例えば…

介護サービス事業所・施設

主な業務内容

身体介護

生活支援

書類管理

送迎・
調理など

仕事内容を専門性、技術の必要性により
3段階に区分

I

一定程度の専門知識・技術を必要とする業務…介護職員が担う
【例】 入浴時の洗身・着衣、摂食介助、服薬介助、調理など

II

短期間の研修等で習得できる専門知識、技術を要する業務
【例】 清掃、洗濯、送迎、レクリエーションの指導、調理補助など

III

マニュアル化により専門知識、技術がなくとも行える業務
【例】 使用物品の後始末、食事の配下膳、傾聴、見守りなど

ボランティアで
対応可能

上の図の例では、Iは介護の専門職、IIは専門職以外の職員でも可能な業務、IIIは職員でなくボランティアでも可能な業務に振り分けることができます。

謝礼金の
一部負担
って？

有償ボランティア活動事業の依頼者一部負担分の支払い

ボランティア活動の後、活動報告書を市へ提出いただきます。
市が活動報告により謝礼金を活動した方へ支払った後、依頼者である事業所等へ一部負担分（1回400円）の請求書を送付します。

お問合せ

★ボランティアの申込み

セカンドライフ応援ステーション

電話 0256-47-0033

相談窓口 三条市役所第二庁舎2階

月～金曜日 午前9時～午後5時

(土・日曜日、祝日、年末年始はお休みです。)

ボランティア
を頼みたい!

★事業に関する問合せ

三条市 福祉保健部 高齢介護課 企画調整係

電話 0256-34-5457



ホームページは
こちらから